

独立行政法人国立健康・栄養研究所  
第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・計画(案)の比較表

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>独立行政法人国立健康・栄養研究所中期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立健康・栄養研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成18年3月1日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 川崎 二郎</p> <p>（前文） 独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、人々の栄養・食生活、運動と健康との関わりについて、基礎から応用に至るまでの調査及び研究を包括的かつ国際的な水準で行い得る試験研究機関であることから、国民の健康・栄養状態及びQOL（生活の質）の向上に直接あるいは間接的に寄与することのできる調査及び研究を効率的に行い、国民の健康と福祉のために貢献することが重要である。</p> <p>そのため、特にヒトを対象とした研究に関して、わが国の大学・研究機関の中心的存在として、総合的・統合的な研究を推進するとともに、研究者を育成する役割を果たすことを求める。</p> <p>また、厚生労働行政上の重要な健康・栄養施策を推進する上で不可欠な科学的根拠を質の高い研究によって示し、それらを専門的立場から要約して発信するとともに、健康科学・栄養学領域において、アジア地域への貢献を含め、国際的なリーダーシップを担うことを期待する。</p>	<p>独立行政法人国立健康・栄養研究所中期目標（案）</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立健康・栄養研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成23年 月 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 細川 律夫 内閣総理大臣 菅 直人</p> <p>（前文） 独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、人々の健康・栄養状態及びQOL（生活の質）の向上への貢献という目的を踏まえ、短期的・中期的・長期的な視点から重点的に行う研究課題を選択するとともに、研究所の社会的役割を踏まえつつ、独自性の高い研究や将来に向けて発展が期待される萌芽的・創造的な研究の推進に努める。</p> <p>そのため、特にヒトを対象とした研究に関して、わが国の大学・研究機関の中心的存在として、総合的・統合的な研究を推進するとともに、研究者を育成する役割を果たすことを求める。</p> <p>また、厚生労働行政上の重要な健康・栄養施策を推進する上で不可欠な科学的根拠を質の高い研究によって示し、それらを専門的立場から要約して発信するとともに、健康科学・栄養学領域において、アジア地域への貢献を含め、国際的なリーダーシップを担うことを期待する。</p>	<p>独立行政法人国立健康・栄養研究所中期計画</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成18年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立健康・栄養研究所中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国立健康・栄養研究所中期計画を作成する。</p> <p>平成18年4月1日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立健康・栄養研究所 理事長 渡邊 昌</p> <p>（前文） 独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、人々の健康・栄養状態及びQOL（生活の質）の向上への貢献という目的を踏まえ、短期的・中期的・長期的な視点から重点的に行う研究課題を選択するとともに、研究所の社会的役割を踏まえつつ、独自性の高い研究や将来に向けて発展が期待される萌芽的・創造的な研究の推進に努める。</p>	<p>独立行政法人国立健康・栄養研究所中期計画（案）</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成23年月 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立健康・栄養研究所中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国立健康・栄養研究所中期計画を作成する。</p> <p>平成23年 月 日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立健康・栄養研究所 理事長 徳留 信寛</p> <p>（前文） 独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、人々の健康・栄養状態及びQOL（生活の質）の向上への貢献という目的を踏まえ、短期的・中期的・長期的な視点から重点的に行う研究課題を選択するとともに、研究所の社会的役割を踏まえつつ、独自性の高い研究や将来に向けて発展が期待される萌芽的・創造的な研究の推進に努める。</p>	
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。</p>			
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1)重点調査研究に関する事項</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p><u>(1)国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項</u></p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)重点調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p><u>(1)国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置</u></p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>「独立行政法人国立健康・栄養研究所の組織・業務全般の見直しについて」（平成22年12月24日付厚生労働省。以下「見直し」という。） 第1 事務及び事業の見直し 1 調査研究の重点化等 健栄研が実施する調査研究については、国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に重点化する。</p>

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
		<p>運動・身体活動による生活習慣病の一次予防、食事と遺伝的因子の相互作用の解明並びに運動と食事とによるテラーメード予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に糖尿病及びメタボリックシンドロームの一次予防に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等について、実験的、疫学的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を作成するための科学的根拠の提示を行う。</p>	<p>運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病の一次予防、身体活動や食事といった環境因子と遺伝的因子の相互作用の解明、並びに運動と食事とによるテラーメード予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に、<u>安全で効果的かつ実効性のある一次予防策開発</u>に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用効果等について、実験的、疫学的、<u>文献的な調査及び研究</u>を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を<u>策定</u>するための科学的根拠を提示する。</p>	
		<p>b 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかにより予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテラーメード予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。</p>	<p>b ヒトを対象として、<u>遺伝因子と各栄養素摂取量、身体活動量、エネルギー代謝等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互作用</u>を解明する。</p>	
		<p>c ヒトを対象として、基礎代謝量と遺伝素因の相互作用や遺伝子多型と各栄養素摂取量、身体活動量等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互関係を解明する。</p>	<p>c 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかにより予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテラーメード予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。</p>	
<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、<u>及び食生活の改善施策</u>に関する栄養疫学的研究</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価への応用という点を重点目標とする。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成20年度に予定される改定作業に向け、系統的レビューを平成19年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、<u>及び食生活の改善施策</u>に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。<u>また、それらに基づく食生活改善法の開発と施策への提言を行う。</u>特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価及び次期「健康づくり運動」策定への応用を目指す。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成25年度に予定される改定作業開始に向け、系統的レビューを平成24年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p>	
		<p>b 「健康日本21」推進のためには、効果的な運動・食事指導プログラムの開発と普及や、国及び地方自治体での適切な指導効果の評価の実施等が重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p>	<p>b 「健康日本21」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けた、<u>効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及、国及び地方自治体等の施策の推進に資する研究</u>を行うことが重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 保健機能食品等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、栄養表示及び健康表示の側面から、健康影響について調査検討する。</p> <p>また、栄養素以外の食品成分から広く健康影響を持つ食品素材をスクリーニングして、そのヒトにおける有効性評価について細胞モデル及び動物モデルを用いて検討する。</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 「健康食品」等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、<u>食品表示並びに食品成分の健康影響に関する調査研究を実施する。</u> <u>また、「健康食品」摂取の安全性に関しては、動物実験及び細胞実験等による健康影響評価研究を実施し、これらに関する情報発信を行う。</u></p>	
<p>（2）重点調査研究以外の調査研究に関する事項</p> <p>ア 科学技術基本計画（仮称）に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。</p>	<p>エ 科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。</p>	<p>（2）重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p>	<p>エ 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p>	
<p>イ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画（仮称）に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。</p>	<p>オ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。</p>	<p>イ コホートを設定し、介入研究による栄養教育の成果を研究する。食育及び栄養ケアマネジメントに関して、行政、他機関と協力してエビデンス作りを図る。</p> <p>また、管理栄養士等保健従事者の教育及び情報の提供方法を研究する。</p>	<p>オ <u>小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育をより効果的に推進するための調査研究を行い、その成果を専門家（管理栄養士等）に情報提供し、行政機関等と協調して食育を推進する。</u></p>	
<p>（3）研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p>	<p>（2）研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p>	<p>（3）研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進</p> <p>調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。</p> <p>これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を250報以上、口頭発表を750回以上行う。</p> <p>なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。</p>	<p>（2）研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進</p> <p>調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。</p> <p>これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を<u>400報以上</u>、口頭発表を<u>1000回以上</u>行う。</p> <p>なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>イ 調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと。</p>		<p>イ 知的財産権の活用</p> <p>調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許出願を行う。</p> <p>取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。</p> <p>また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、毎年2件以上の増加を目標とする。</p>		
<p>ウ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。</p>	<p>イ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。</p>	<p>ウ 講演会等の開催</p> <p>健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。</p> <p>また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。</p> <p>一般及び専門家からの電話、メール等による相談を受けるとともに、それらの相談に適切に対応する。</p>	<p>イ 講演会等の開催</p> <p>健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。</p> <p>また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。</p> <p>一般及び専門家からの電話、メール等による<u>照会等に対し、適切に対応する。</u></p>	
<p>エ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。</p>	<p>ウ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。</p>	<p>エ 開かれた研究所への対応</p> <p>幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。</p> <p>また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。</p>	<p>ウ 開かれた研究所への対応</p> <p>幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。</p> <p>また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。</p>	
<p>（4）研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。</p>	<p>（3）研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。</p>	<p>（4）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行う。</p> <p>研究所として重点的に実施すべき調査及び研究並びに法律に基づく業務については、研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。</p>	<p>（3）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行うとともに、<u>重点化する調査研究及び法定業務に研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。</u></p>	
<p>イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。</p>	<p>イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。</p>	<p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。</p>	<p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。</p> <p>また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、中期目標期間内に60件以上を目標とする。</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p>	<p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p>	<p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間20名程度受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間5名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。 また、連携大学を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。</p>	<p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名以上受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。 また、連携大学を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。</p>	
<p>エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。</p>	<p>エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。</p>	<p>エ 施設・設備について、自らが有効に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関による共同研究等での外部研究者等の利用に供する。</p>	<p>エ 施設・設備について、自らの研究実施のために実効的に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関との共同研究等での外部研究者等の利用に供する。</p>	
<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。 また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。 また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を、調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。 特に、平成22年度に行われる都道府県等健康増進計画の最終評価に向けて、調査結果の活用、評価手法等について、平成20年度までに重点的に技術支援を行う。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を、調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>イ 厚生労働省が収去した特別用途表示及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確に実施する。また、特定保健用食品の関与成分等、新たな食品成分の分析技術及びそれらの分析に用いる食品成分の標準品等を規格化すること。</p>	<p>イ <u>健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確に実施すること。対応可能な試験（収去試験を含む。）について積極的に民間の登録試験機関の活用が図られるよう、検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むこと。</u></p>	<p>イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。</p> <p>特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術が確立している食品成分の試験業務は、検体の受理から試験の回答までを2ヶ月以内に行うことを目指す。</p> <p>また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。</p>	<p>イ <u>健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。</u></p> <p><u>上記の試験並びに特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術の確立した試験については、登録試験機関における検査の精度管理に努める。</u></p> <p>また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。<u>さらに栄養表示基準における栄養成分について、分析手法の改良を行う。</u></p>	<p>「見直し」</p> <p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>2 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し</p> <p>健康研は、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づく特別用途食品の表示許可試験及び収去試験の各業務を実施している。これらの試験に当たっては、成分分析を行う必要があるが、検査方法の標準化、公定法の確立や検査精度の維持・管理等が課題となっている。</p> <p>このため、検査方法が標準化されたものその他健康研が行わずとも民間の登録試験機関において対応可能な試験（収去試験を含む。）については、積極的に登録試験機関の活用を図るものとし、健康研は、これら検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むものとする。</p> <p>これを踏まえ、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直しを図るものとする。</p>
<p>（2）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項</p> <p>ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。</p>	<p>（2）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項</p> <p>ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。</p>	<p>（2）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。</p> <p>また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。</p>	<p>（2）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。</p> <p>また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。</p>	
<p>イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。</p>	<p>イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。</p>	<p>イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p>	<p>イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>（3）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項</p> <p>ア 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。</p>	<p>（3）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項</p> <p>ア <u>国際協力の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化し、特にWHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。</u></p>	<p>（3）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、WHO西太平洋地域における協力センターの設置（平成19年度を目標）に向けての準備を行う。 また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。</p>	<p>（3）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、<u>国際協力の対外的業務について政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化する。特にWHO研究協力センター（現在申請中）の機能として、WHO西太平洋地域における栄養調査の実施ならびに食事摂取基準や運動ガイドラインの策定等の技術支援を行う。</u> また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。</p>	<p>「見直し」 第1 事務及び事業の見直し 1 調査研究の重点化等（略） さらに、国際協力・産学連携等の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、業務の効率化を図るものとする。</p>
<p>イ 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</p>	<p>イ <u>産学連携の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、産学連携推進機能の強化により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</u></p>	<p>イ 民間企業、大学等の複合的な連携を強化するとともに、寄附研究部門の充実を図る。</p> <p>これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。</p>	<p>イ <u>政府関係部局との連携を強め、民間企業、大学等の複合的な連携を強化する。</u></p> <p>これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。 <u>また、調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許等の出願を行う。</u> <u>取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。</u></p>	
<p>（4）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。</p>	<p>（4）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項</p> <p><u>栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管を行うこと。</u></p>	<p>（4）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）が、保健機能食品等の利用に関して、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者となるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図る。 また、中期目標期間開始より3年以内に、NRの実際の業務内容、社会でのあり方についてモニタリングを行う。この結果に基づき、制度のあり方や研究所の係わりについて検討を行い、中期目標期間終了までに結論を得る。 NR事務業務について、効率的かつ的確な業務が実施できるよう見直しを行う。また、外部委託が可能な業務については、アウトソーシングを行う。</p>	<p>（4）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p><u>栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者、資格取得を目指している者及び栄養情報担当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経過措置等について検討し、第三者機関へ業務を移管する。</u></p>	<p>「見直し」 第1 事務及び事業の見直し 4 栄養情報担当者（NR）認定制度の移管 栄養情報担当者（NR：Nutritional Representative）認定制度については、第1期中期目標期間終了時の見直しにおいて、健栄研が本制度を行う必要性及びその具体的な目標を明確にするとともに、制度導入による社会的効果を把握した上で、その在り方を検討し、結論を得るよう指摘されており、最終的に既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管との結論に達したところである。 これを踏まえ、健栄研の業務としては早期に廃止するものとし、また、業務の廃止に伴う要員の合理化を図るものとする。</p>
<p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>（1）研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>（1）研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>（1）研究所として総合的な情報発信を行うとともに、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>（1）総合的な情報発信を<u>効果的に実施するための内部組織の連携を充実させ、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</u></p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行うこと。</p>	<p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等を活用し積極的に行うことにより、その充実を図ること。</p>	<p>(2) ホームページに研究所の活動状況を積極的に配信し、ホームページの掲載内容をより充実させる。 ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究所報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行う。</p>	<p>(2) ホームページによって研究所の活動状況を積極的に発信し、<u>利用対象者を考慮した掲載内容の充実</u>に努める。 ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年<u>300</u>万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究所報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等の<u>充実を図り、積極的に活用</u>を行う。</p>	
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、<u>執行体制を強化</u>すること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、<u>内部統制を強化</u>すること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、<u>執行体制を強化</u>する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、<u>内部統制を強化</u>する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p>	<p>「見直し」 第3 業務全般に関する見直し 5 内部統制の充実・強化 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。</p>
<p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p>	<p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p>	<p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p>	<p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
（3）業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。	（3）業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。	（3）調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。	（3）調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。	
（4）法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。	（4）法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。	（4）独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。	（4）独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。	
（5）外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。	（5）外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。	（5）研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。	（5）研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。	
2. 研究・業務組織の最適化に関する事項  （1）業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。	2. 研究・業務組織の最適化に関する事項  （1）業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。	2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置  （1）研究所が中期計画の中で重点的に行う調査及び研究並びに法律に基づく業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、従来の部体制から中期目標に掲げる業務を行うためのプログラム等を設け、各々が独立した形での業務運営を行う。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証する。	2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置  （1）重点化する調査研究及び法定業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、 <u>研究所の組織や研究内容を国民により分かりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室に改組する。</u> また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証するとともに <u>検証結果を公表する。</u>	
（2）他機関との連携・交流を強化し、組織の活性化を目指すこと。	（2） <u>民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を目指すとともに、他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、連携・交流を強化することにより組織・研究の活性化を図ること。</u>	（2）民間企業、大学等との連携・交流を積極的に行い、研究員の交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織の活性化を図る。	（2）民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、 <u>重複・類似する研究を排除して研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。</u>	「見直し」 第1 事務及び事業の見直し 1 調査研究の重点化等（略） 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、他の研究機関との連携の在り方を検討するものとする。

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。なお、<u>収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直し及び、研究所におけるNR認定制度業務の廃止に伴う要員の合理化を図ること。</u></p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づき実施すべき業務については、業務運営の効率性を勘案しながらも、必要な人員を十分に担保した上で組織体制を構築する。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) <u>重点化する調査研究及び法定業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行う。</u>  <u>なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びNR認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化を図る。</u></p>	<p>「見直し」</p> <p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>2 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し                      (略)</p> <p>これを踏まえ、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直しを図るものとする。</p> <p>4 栄養情報担当者（NR）認定制度の移管                      (略)</p> <p>これを踏まえ、健栄研の業務としては早期に廃止するものとし、また、業務の廃止に伴う要員の合理化を図るものとする。</p>
<p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等、給与面に反映させること。</p>	<p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等、給与面に反映させること。</p>	<p>(2) 非公務員型への移行のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p>	<p>(2) 非公務員型のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p>	
<p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p>	<p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p>	<p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。</p> <p>研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。</p> <p>さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性職員の採用も可能な限り行う。</p>	<p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。</p> <p>研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。</p> <p>さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性研究者の採用も可能な限り行う。</p>	
<p>(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。</p>	<p>(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。</p>	<p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして自己評価による評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標                      期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1)                      期初の常勤職員数 47名                      期末の常勤職員数 47名（以内）</p> <p>(参考2)                      中期目標期間中の人件費総額                      2, 335百万円（見込）</p>	<p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして研究所の人事評価制度に基づく総合的評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標                      期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1)                      期初の常勤職員数45名                      期末の常勤職員数45名（以内）</p> <p>(参考2)                      中期目標期間中の人件費総額                      2, 139百万円（見込）</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
		ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	
<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究組織体制の見直しに併せて、業務の効率化を図るため、事務部門の組織を見直す。この際、事務部門に研究員の研究成果の積極的な活用や、対外的な業務を担う業務課（仮称）を設け、研究員が最大限の成果を得られるようにする。 また、権限の明確化及び決裁プロセスの短縮化により、意志決定の迅速化を図るとともに、事務作業の迅速化、事務書類の簡素化、電子化等を進める。さらに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を進める。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p><u>(1) 業務効率化の観点から、事務の迅速化、簡素化、電子化等を推進する。さらに、定型的な業務で外部委託が可能なものについては積極的に進める。</u></p>	<p>「見直し」 第3 業務全般に関する見直し 1 効率化目標の設定等 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。</p>
<p>(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p>	<p>(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p>	<p>(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、業務の質の向上及び効率化の一層の推進を図る。</p>	<p>(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、<u>職員の資質の向上及び業務効率化の一層の推進</u>を図る。</p>	
<p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。</p>	<p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。</p>	<p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p>	
<p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p>	<p>「見直し」 第3 業務全般に関する見直し 6 その他 複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。</p>
<p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p>	<p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p>	<p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p>	<p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p>	
<p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p>	<p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p>	<p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p>	<p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>（4）研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p>	<p>（4）研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p>	<p>（4）研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。</p> <p>また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。</p> <p>さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p>	<p>（4）研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。</p> <p>また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。</p> <p>さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p>	
<p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>（1）一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>（1）一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する。</p>	<p>「見直し」</p> <p>第3 業務全般に関する見直し</p> <p>1 効率化目標の設定等（略）</p> <p>なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。</p>
<p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>（2）人件費については、「<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律</u>」（平成18年法律第47号）、「<u>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</u>」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとして人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。また、総人件費についても、<u>政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。</u></p> <p>併せて、研究所の給与水準については、<u>国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</u></p>	<p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。</p>	<p>（2）人件費については、「<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律</u>」（平成18年法律第47号）、「<u>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</u>」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとして人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、総人件費についても、<u>政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。ただし、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。</u></p> <p>① 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者</p> <p>② 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、<u>国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）。</u></p> <p>併せて、給与水準については、<u>国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</u></p>	<p>「見直し」</p> <p>第3 業務全般に関する見直し</p> <p>2 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p>
<p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p>	<p>（3）業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p>	<p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p>	<p>（3）業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
	<p>（4）契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。  <u>なお、研究事業に係る調達については、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。</u></p>		<p>（4）契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する。  <u>ア 契約は、原則として一般競争入札等によることとする。</u>  <u>イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</u>  <u>ウ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</u>  <u>エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。</u>  <u>オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。</u></p>	<p>「見直し」  第3 業務全般に関する見直し  3 契約の点検・見直し  契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。  この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。  また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>（1）運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的獲得を図ること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>（1）運営費交付金以外の競争的研究資金については、<u>中期目標期間の最終年度までに、研究資金の50%以上の獲得を達成すること。</u></p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>（1）運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>（1）運営費交付金以外の競争的研究資金については、<u>中期目標期間中、研究資金の50%以上を目標に積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</u></p>	<p>「見直し」  第1 事務及び事業の見直し  1 調査研究の重点化等（略）  また、調査研究の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努めるものとする。</p>
<p>（2）各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p>	<p>（2）各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p>	<p>（2）各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の確保につなげる。  また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p>	<p>（2）各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果、さらには国民健康・栄養調査結果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図る。  また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p>	<p>「見直し」  第3 業務全般に関する見直し  4 保有資産の見直し等  （2）また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。</p>
<p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>（1）各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>（1）各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>（1）各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>（1）各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p>	

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p>	<p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p>	<p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費についても、法令集の追録購入中止等により削減を図る。</p>	<p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図る。</p>	<p>「見直し」 第3 業務全般に関する見直し 1 効率化目標の設定等（略） また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。</p>
		<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。（略）</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。（略）</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。（略）</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画</p> <p style="padding-left: 20px;">該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 研究環境の整備に係る経費</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 職員の資質向上に係る経費</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。（略）</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。（略）</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。（略）</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画</p> <p style="padding-left: 20px;">該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 研究環境の整備に係る経費</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 職員の資質向上に係る経費</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>	
<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p>	<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p>	<p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p>	<p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p>	

## 独立行政法人国立健康・栄養研究所第2期中期目標・中期計画、第3期中期目標・中期計画（案）の比較表

中期目標（旧）	中期目標（新）	中期計画（旧）	中期計画（新）	見直し内容
<p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) セキュリティの確保                      情報セキュリティの強化と利用者への情報提供等の利便性の向上を図ること。</p>	<p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) セキュリティの確保  <u>「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</u></p>	<p>(1) セキュリティの確保                      情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画                      該当なし。</p> <p>(3) 積立金処分に関する事項                      該当なし。</p>	<p>(1) セキュリティの確保                      情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画                      該当なし。</p> <p>(3) 積立金処分に関する事項                      該当なし。</p>	